

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	
根拠法令・条項 所 管 課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項 建築安全課	
審 査 基 準	<p>当該認定に関しては、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないので、法令の規定以上は不要である。 なお、技術的基準については、以下を準用する。</p> <p>◆日本建築行政会議編集 「バリアフリー法逐条解説2006（建築物）」</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>認定については、30日を原則とする。</p> <p>物件及び基準個々の判断を必要するため処理期間を設定するのが困難である。</p>